

**●国際活動センターからのお知らせ**

担当：外国情報部 竹下 敦也

**2011 年における欧州統一特許の動きと 2012 年の展望****2010 年までの主な動き**

約 40 年間に渡り議論が続けられている欧州統一特許について、2009 年 12 月 4 日に EU 競争力理事会の承認により一歩前進し、2010 年 7 月 1 日に英語・ドイツ語・フランス語を軸とする翻訳言語に関する規則案が提出された。

しかし、イタリアとスペインが強硬に反対し、翻訳言語の決定事項には EU 閣僚理事会の全会一致が必要であることから（EU 運営条約 118 条）、立法化の調整は難航していた。

そこで、2010 年 12 月より、「強化された協力（Enhanced Cooperation）」という形をとって、欧州統一特許の枠組創設が 25 の加盟国により推進されてきた。同協力は、EU27 ヶ国の全会一致を必要とせず、また、9 ヶ国以上の加盟国で創設可能である。（EU 条約 20 条）

訴訟制度については、2009 年 12 月 4 日に欧州及び EU 特許裁判所（EUPC）の設置形態が合意されるも、それ以前から欧州連合司法裁判所（CJEU）には欧州及び共同体特許裁判所（ECPC）の設立を規定する協定案が EU 条約に適合するか否かが付託されていた。

**2011 年の動き**

(1) 上述の CJEU に付託されていた ECPC 設立の協定案は、2011 年 3 月 8 日、CJEU により EU 条約に適合しないと判断が下された。

これを受けて、欧州理事会は、同判断の 2 日後の 2011 年 3 月 10 日には、EU Patent（EU 特許）の創設に向けてイタリアとスペインを除く 25 ヶ国の加盟国の強化された協力の立ち上げを承認した。

さらに、2011 年 4 月 13 日には、EU 特許の創設に関する 2 つの規則案を提示して積極的な姿勢を示した。2010 年 6 月 27 日、欧州理事会はこの規則案が 25 ヶ国の加盟国により合意されたことを公表した。

(2) 一方、イタリアとスペインは、この 2011 年 3 月 10 日の承認が無効であるとして、2011 年 5 月 31 日欧州連合司法裁判所（CJEU）に提訴した。

(3) 2011 年 9 月からは、欧州統一特許裁判所の設立に向けて EU 理事会での議論が再開され、12 月にワルシャワ条約の合意・署名がされるか否かに注目が集まった。

控訴裁判所（Court of Appeal）がルクセンブルグに配置されることは合意されたが、第一審の中央裁判所（Central Division）の候補地としてロンドン・パリ・ミュンヘンが挙がり、交渉が続いた。EU 財政支援に英国が非協力的であることもあって、ロンドンが出遅れているとの情報もある中、結局 12 月の段階では中央裁判所の場所の合意に至らず、条約締結は見送られた。

**2012 年への展望**

(1) 2011 年 4 月に EU 理事会から提示された EU 特許創設に関する 2 つの規則案に関して、2012 年 2 月

14日にEU議会での投票が予定されていたが、同投票は延期された。2012年3月～6月に再度投票の機会が得られる可能性はある。

(2) 欧州統一特許裁判所の設立に向けた議論は、2012年前半はコペンハーゲンでのEU理事会で続けられる。2011年末と同様、中央裁判所の交渉が決定に至れば、2012年6月までに条約合意・署名にたどり着くのではないかと噂もある。条約締結後発効まで1年半～2年を要する見込み。なお、欧州統一特許裁判所の設立後に関して、各国国内裁判所が並存し5年または7年の移行期間が設けられる提案がされている。

**参考：欧州統一特許裁判所の条文案より抜粋（2011年9月時点の条文案より）**

## 第一審

第一審は、中央裁判所、地方裁判所及び地域裁判所から構成される。(5条(1))

中央裁判所は\*\*に存在する(\*\*議論中)。(5条(1a))

地方裁判所の設立には、当該国において3年連続で、1年に100件以上侵害訴訟がある事が条件とされる。(5条(2), (3))

地域裁判所は、複数の締約国が要請した場合、当該複数の締約国のために設立される。(5条(5))

## 判事

第一審の合議体は多国籍の構成とし合議体は3名の判事で構成される。(6条(1))

中央裁判所のいかなる合議体も法律系判事2名及び技術系判事1名で構成される。(6条(6))

地方裁判所・地域裁判所の合議体は、当該締約国の国籍を持つ法律系判事2名、異なる国籍の法律系判事1名の構成とする。(6条(2), (4))

第一審の合議体は、法律系判事を議長とする。(6条(8))

## 控訴審

控訴審の合議体は5名の多国籍の判事から構成される。法律系判事3名と技術系判事2名で構成される。法律系判事を議長とする。

特許の調停及び仲裁センターを設立する。(17条)

## 判決の領土的効力(16条)

本裁判所の判決は、欧州単一特許の場合には当該特許が単一効力を有する締約国領土において効力を発し、欧州特許の場合には欧州特許が効力を発した締約国の領土において効力を有する。

(なお、裁判所の管轄権(15条)、第一審裁判所の管轄権(15条a)、非当事者国の裁判所管轄との関係(15条b)、は複雑な規定かつ新たな条項が盛り込まれつつ活発に議論され、調整中の模様。)

## 部員所見

約40年に渡り待望され、議論されてきた欧州統一特許は、2010年・2011年の2年間で実現に向けて大きな飛躍を遂げた。イタリア・スペインの強硬な反対があるが、皮肉にも一部加盟国の財政危機は、市場競争力強化の要請から欧州統一特許の推進には追い風となっている。

中央裁判所の設置場所が合意されれば、欧州統一裁判所の条約締結は近いとも見られる。

欧州統一特許制度の設立は、欧州企業には市場統一の推進と相まって競争力強化をもたらし、また欧州外部のユーザーには効率的な権利取得と権利行使の枠組みをもたらすと考えられる。

参考：

欧州統一特許に関する規則案 （2011年6月23日）

<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/11/st11/st11328.en11.pdf>

欧州統一特許裁判所の設立 条文案 （2011年9月2日）

<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/11/st13/st13751.en11.pdf>

以上